

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

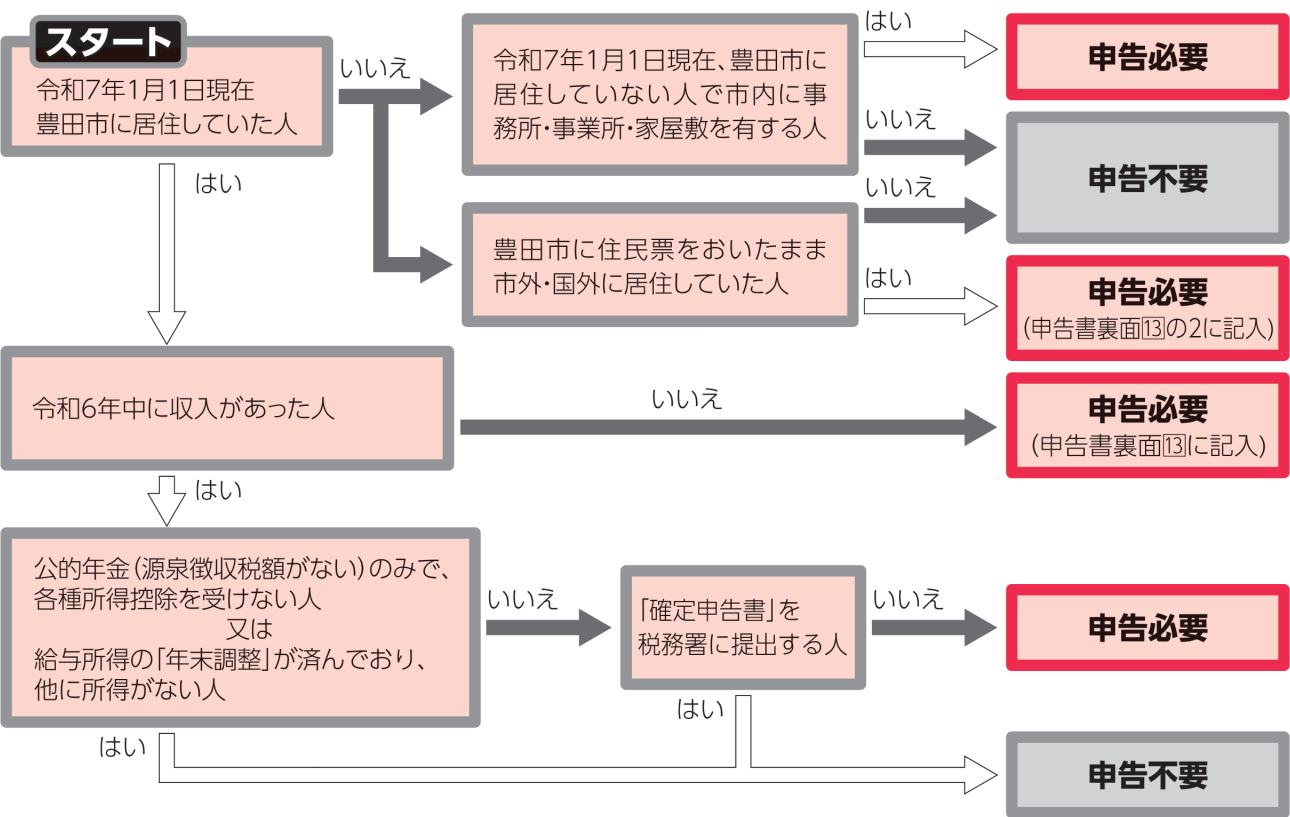
申告期限は令和7年3月17日(月)です。

郵便での提出または電子申告に御協力ください。

令和7年度の市民税・県民税(以下「市・県民税」という。)は、令和6年1月1日から12月31日までの期間に生じた所得について、令和7年1月1日現在居住していた市へ申告し、納税することになっています。

申告していただいた内容は、所得課税証明書の発行、国民健康保険税や各種手当の受給等を算定する基礎資料になります。原則、すべての人が市・県民税の申告をしていただく必要がありますが、不要な場合もあります。下の図で確認してください。

● 市・県民税の申告が必要か不要かを確認します。



市・県民税電子申告の御案内

豊田市ホームページ

スマートフォン・パソコンでも市・県民税申告(電子申告)ができます。
申告方法など詳しい情報は豊田市ホームページを御覧ください。

豊田市 住民税電子申告

検索



確定申告は、市・県民税申告を兼ねていますので、確定申告をされた人は市・県民税申告をする必要はありません。

確定申告をする必要がある人については、国税庁ホームページで御確認ください。

市・県民税申告についてのお問合せ

豊田市役所 市民税課 (南庁舎2階)

〒471-8517 豊田市西町3丁目60番地

☎(0565) 34-6617 [直通]

(8:30~17:15 土日祝日・年末年始を除く)

確定申告(所得税)についてのお問合せ

豊田税務署

〒471-8521 豊田市常盤町1丁目105番地3

豊田合同庁舎(1・2階)

☎(0565) 35-7777 [代表]

(8:30~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

※この「令和7年度市民税・県民税申告の手引き」は、令和6年12月31日現在の法律に基づいて作成しています。今後、法律の改正に伴い税率等が変更される場合もありますので、その点は御了承ください。

● 申告に必要なもの ※申告者本人以外(代理人)が申告をする場合は、お問合せください。

1 本人確認書類	マイナンバーカードをお持ちの場合	マイナンバーカード ※郵送の場合は、カード両面のコピーを添付
	マイナンバーカードをお持ちでない場合	マイナンバーの記載がある住民票の写し及び以下の書類1点 ・運転免許証 ・障がい者手帳 ・パスポート ・在留カード等いずれか一つ ※郵送の場合は、コピーを添付
2 収入がわかる書類	給与所得者	源泉徴収票・給与明細等
	年金所得者	公的年金等の源泉徴収票
	その他の所得	収入がわかる書類
3 控除に必要な証明書等	【●市・県民税の主な所得控除額一覧】の○印又は裏面を御確認ください。	

● 市・県民税の計算方法

市・県民税

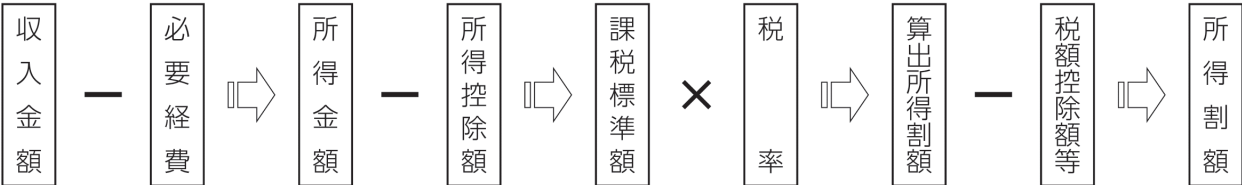
=

所得割額

+

均等割額

- ・所得割額 一律10%(市民税6%、県民税4%)
※土地・建物・株式等の譲渡所得・先物取引所得等のある人は税率が異なります。



- ・均等割額 市民税 3,000円 県民税(※) 1,500円
※ 愛知県では「あいち森と緑づくり税」の創設により、平成21年度から年額500円が県民税均等割額に加算されています。
- ・森林環境税 国税 1,000円
令和6年度から均等割額と併せて徴収しています。

● 給与所得の求め方

給与の収入金額		給与所得の金額	
1円 以上	55.1万円 未満	0円	
55.1万円 以上	161.9万円 未満	収入金額−55万円	
161.9万円 以上	162万円 未満	106.9万円	
162万円 以上	162.2万円 未満	107万円	
162.2万円 以上	162.4万円 未満	107.2万円	
162.4万円 以上	162.8万円 未満	107.4万円	
162.8万円 以上	180万円 未満	収入金額÷4(千円未満切捨て)=A	A×2.4+10万円
180万円 以上	360万円 未満	収入金額÷4(千円未満切捨て)=A	A×2.8− 8万円
360万円 以上	660万円 未満	収入金額÷4(千円未満切捨て)=A	A×3.2−44万円
660万円 以上	850万円 未満	収入金額×90%−110万円	
850万円 以上		収入金額−195万円	

● 年金所得の求め方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (生年月日 昭和35年1月1日以前)	～330万円未満	年金収入 − 110万円	年金収入 − 100万円	年金収入 − 90万円
	330万円以上 410万円未満	年金収入×75%− 27.5万円	年金収入×75%− 17.5万円	年金収入×75%− 7.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×85%− 68.5万円	年金収入×85%− 58.5万円	年金収入×85%− 48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×95%−145.5万円	年金収入×95%−135.5万円	年金収入×95%−125.5万円
	1,000万円以上	年金収入 −195.5万円	年金収入 −185.5万円	年金収入 −175.5万円
65歳未満 (生年月日 昭和35年1月2日以後)	～130万円未満	年金収入 − 60万円	年金収入 − 50万円	年金収入 − 40万円
	130万円以上 410万円未満	年金収入×75%− 27.5万円	年金収入×75%− 17.5万円	年金収入×75%− 7.5万円
	410万円以上 770万円未満	年金収入×85%− 68.5万円	年金収入×85%− 58.5万円	年金収入×85%− 48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	年金収入×95%−145.5万円	年金収入×95%−135.5万円	年金収入×95%−125.5万円
	1,000万円以上	年金収入 −195.5万円	年金収入 −185.5万円	年金収入 −175.5万円

● 所得金額調整控除

- ①介護・子育て世帯の場合
給与等の収入金額が850万円を超え、かつ下記のいずれかに該当する場合、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除します。
・納税者本人が特別障がい者である
・23歳未満の扶養親族を有する
・特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
〈調整額〉{給与等の収入金額(上限1,000万円)−850万円}×10%
- ②給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある場合
給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から次の算式で計算した金額を控除します。
(介護・子育て世帯による控除の適用がある場合は、控除をした残額から控除します)
〈調整額〉給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)−10万円

●市・県民税の主な所得控除額一覧

●印の控除を受けるには証明書等原本の添付が必要です。郵送された証明書等は返却しません。返却を希望する場合は、その旨を記した文書及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。◇必要書類

種 類	要 件	控 除 額		
◎ 社会保険料控除	前年中に社会保険料(健康保険、介護保険、◎国民年金等)を支払った場合 ◇証明書	支払った金額		
◎ 生命保険料控除 ◇証明書	前年中に一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料(社会保険料に含まれる介護保険料とは異なります)を支払った場合 ・ 新契約…平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料と個人年金保険料及び介護医療保険料 ・ 旧契約…平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料と個人年金保険料		支払保険料 (A)	控 除 額
		新契約	1万2千円以下 1万2千円超 3万2千円以下 3万2千円超 5万6千円以下 5万6千円超	支払保険料 (A) の全額 (A)×1/2+ 6,000円 (A)×1/4+14,000円 28,000円
			旧契約	1万5千円以下 1万5千円超 4万円以下 4万円超 7万円以下 7万円超
	一般生命保険料又は個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方ある場合	双方それぞれ上記の式によって計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。 ただし、旧契約単独の保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)。		
	※それぞれの契約種別(新旧一般生命保険、新旧個人年金保険、介護医療保険)において控除額がある場合、その合計した控除額の限度額は70,000円です。			
◎ 地震保険料控除 ◇証明書	前年中に地震保険料、旧長期損害保険料を支払った場合(1つの損害保険契約で双方該当する場合はどちらか一方を選択) ・ 地震保険契約……………地震等損害保険部分 ・ 旧長期損害保険契約…満期返戻金のあるもので保険期間が10年以上のもの(平成18年12月31日までに契約したもの)		支払保険料 (A)	控 除 額
		地 震 保 険	5万円以下 5万円超	支払保険料 (A) ×1/2 25,000円
			旧長期損害保険	5千円以下 5千円超 1万5千円以下 1万5千円超
		双方ある場合の控除限度額		
◎ 医 療 費 控 除 ◇明細書等	・医療費控除…前年中に一定額以上の医療費を支払った場合	【支払った金額－保険金等で補填される金額－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い金額)】(限度額200万円)		
	・セルフメディケーション税制 …健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組※1を行う個人でスイッチOTC医薬品※2の購入額が1万2千円を超えた場合 ※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査(人間ドック等)、がん検診 ※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品	【支払った金額－保険金等で補填される金額－1万2千円】(限度額8万8千円)(上記の医療費控除との併用不可)		
◎雑損控除(◇領収書等)及び◎小規模企業共済等掛金控除(◇証明書)についての詳細は、豊田市役所市民税課又は豊田税務署へお問合せください。				

※下表の各種控除は令和6年12月31日の現況によって判定します。令和6年中に亡くなった場合は死亡時の現況によって判定します。

種 類	要 件		控 除 額		
寡 婦 控 除	前年中の合計所得金額が500万円以下	夫と離婚し、子以外の扶養親族を有する場合	26万円		
		夫と死別又は夫の生死が不明な場合			
ひ と り 親 控 除	(事実上婚姻関係と同様の者がいる人を除く)	現在婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明な人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する場合	30万円		
障 が い 者 控 除 (1 人 に つ き)	納税義務者、その同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者の場合	障がい者 (特別障がい者以外で、身体障がい者手帳等を有する人) ……	26万円		
		特別障がい者 (療育手帳のA級、身体障がい者手帳の1級・2級、精神障がい者保健福祉手帳の1級の人等) ……	30万円		
		同居特別障がい者 (特別障がい者のうち同居している人) ……	53万円		
勤 労 学 生 控 除	前年中の合計所得金額が75万円以下で、給与所得等(自己の勤労による事業所得や給与所得、退職所得、雑所得)以外の所得金額が10万円以下の勤労学生(◎大学や高等学校など以外の専修学校や各種学校、職業訓練学校の場合は、◇証明書が必要)		26万円		
扶 養 控 除 (1 人 に つ き)	生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下である人を有する場合(16歳未満及び事業専従者を除く)(注)16歳未満でも扶養親族欄の記入は必要です。	一般の控除対象扶養親族(16歳～18歳、23歳～69歳)の場合 ……	33万円		
		特定扶養親族(19歳～22歳)の場合 ……	45万円		
		老人扶養親族(70歳以上)の場合 ……	38万円		
		老人扶養親族のうち同居している父母等の場合 ……	45万円		
配 偶 者 控 除	納税義務者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下である場合(事業専従者を除く) 右表のとおり、納税義務者の前年中の合計所得金額によって控除額が異なります。		納税義務者の合計所得 ()内は給与収入のみの場合の収入金額		
			900(1,095)万円以下	900(1,095)万円超 950(1,145)万円以下	950(1,145)万円超 1,000(1,195)万円以下
		一般の控除対象配偶者の場合	33万円	22万円	11万円
配 偶 者 特 別 控 除	納税義務者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合(事業専従者を除く) 右表のとおり、納税義務者の前年中の合計所得金額と配偶者の合計所得金額によって控除額が異なります。	老人控除対象配偶者(70歳以上)の場合	38万円	26万円	13万円
		配偶者の合計所得		納税義務者の合計所得 ()内は給与収入のみの場合の収入金額	
		900(1,095)万円以下		900(1,095)万円超 950(1,145)万円以下	950(1,145)万円超 1,000(1,195)万円以下
		48万円(103万円)超～ 95万円(150万円)以下	33万円	22万円	11万円
		95万円(150万円)超～ 100万円(155万円)以下	33万円	22万円	11万円
		100万円(155万円)超～ 105万円(160万円)以下	31万円	21万円	11万円
		105万円(160万円)超～ 110万円(1,667,999円)以下	26万円	18万円	9万円
		110万円(1,667,999円)超～ 115万円(1,751,999円)以下	21万円	14万円	7万円
		115万円(1,751,999円)超～ 120万円(1,831,999円)以下	16万円	11万円	6万円
		120万円(1,831,999円)超～ 125万円(1,903,999円)以下	11万円	8万円	4万円
		125万円(1,903,999円)超～ 130万円(1,971,999円)以下	6万円	4万円	2万円
		130万円(1,971,999円)超～ 133万円(2,015,999円)以下	3万円	2万円	1万円
		基 礎 控 除	納税義務者の前年の合計所得金額	2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円				
2,450万円超2,500万円以下	15万円				
2,500万円超	控除適用なし				

●市・県民税の主な税額控除

種 類	要 件	控 除 額
◎ 寄附金税額控除 ◇受領証等	前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合 ア 特例控除対象の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 イ 愛知県共同募金会、日赤愛知県支部、特例控除対象以外の都道府県、市町村、又は特別区に対する寄附金 ウ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として愛知県又は豊田市の条例で定めるもの	①と②の合計額 ①[ア、イ、ウの合計額－2千円]×10%(市民税6%、県民税4%) ただし、「ア、イ、ウの合計額」は、総所得金額等の30%が上限です。 ②[アの合計額－2千円]×[90%－(寄附者の所得税の税率)×1.021]※ ただし、②の額は市・県民税の算出所得割額から調整控除額を差し引いた金額の20%が上限です。 ※所得や控除の内容によって、計算方法が異なる場合があります。 ○確定申告又は市・県民税申告をした場合、申告特例(ワンストップ特例)が適用されません。寄附金税額控除を受けるためには、確定申告又は市・県民税申告の際に寄附金税額控除の申告が必要となります。

